宍粟市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年３月13日

宍粟市長　福　元　晶　三

宍粟市規則第23号

宍粟市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

宍粟市情報公開条例施行規則（平成17年宍粟市規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改　正　前	改　正　後
	（定義）
［追加］	第２条　この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。
（公文書開示請求書）	（公文書開示請求書）
第２条　条例第６条第１項に規定する開示請求書の様式は、様式第１号のとおりとする。	第２条の２　条例第６条第１項に規定する書面は、公文書開示請求書（様式第１号）とする。
［追加］	２　条例第６条第１項に規定する電磁的記録の提出の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。 （１）　電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第２条第１号に規定する電子メールをいう。以下同じ。）により送信する方法 （２）　市長が指定する電子情報処理組織（実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と開示請求をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して送信する方法
［追加］	３　条例第６条第１項第３号に規定する事項（開示請求を電磁的記録の提出により行う場合に限る。）は、開示請求を書面の提出により行う場合に開示請

改　正　前	改　正　後
（開示の実施） 第８条　［略］ ２　前項ただし書の規定による送付は、配達証明郵便により行うものとする。 ［追加］ ［追加］ ３　条例第15条第２項に規定する電磁的記録の開示は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる方法とする。 （１）　当該電磁的記録がビデオテープ若しくはビデオディスク又は録音テープ若しくは録音ディスクである場合　視聴又は複製物の交付の方法 ［（２）　略］ ４　前項第２号の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイの画面等に出力したものを視聴させ、又はフレキシブルディスクカートリッジ、光ディスクその他の記録媒体に複製することが容易であるときは、視聴又は複製物の交付の方法により開示を行うことができる。 ５　［略］ ６　［略］ ７　［略］ 別表（第10条関係）	求者が公文書開示請求書に記載する事項に準じて市長が定める事項とする。 （開示の実施） 第８条　［略］ ２　前項ただし書の場合における当該送付に要する費用は、次に掲げるいずれかの方法により、当該公文書の写し又は複製物の交付を受けようとする者が納付しなければならない。 （１）　現金又は郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票により納付する方法 （２）　納入通知書により納付する方法 ３　条例第15条第２項に規定する電磁的記録の開示は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる方法とする。 （１）　当該電磁的記録が映像又は音声が記録されたものである場合　視聴又は複製物の交付の方法 ［（２）　略］ ４　前項第２号の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイの画面等に出力したものを視聴させ、又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に複製することが容易であるときは、視聴又は複製物の交付の方法により開示を行うことができる。 ５　第３項各号及び前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録を電子メールにより送信することが可能であるときは、当該方法とすることができる。 ６　［略］ ７　［略］ ８　［略］ 別表（第10条関係）

公文書の種別	開示の実施方法	金額

公文書の種別	開示の実施方法	金額

<table>
<tr><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電磁的記録</td><td>光ディスク（コンパクトディスクレコーダブルに限る。）に複製したものの交付</td><td>１枚100円</td></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
</table>
備考　公文書の写し又は複製物の交付を送付により行う場合の費用は、当該交付を請求した者の負担とする。
</td><td>
<table>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電磁的記録</td><td>光ディスク（ＤＶＤ－Ｒに限る。）に複製したものの交付</td><td>１枚100円</td></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
</table>
［削除］
</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、［　］の記載は注記である。</td></tr>
</table>

様式第１号を別紙１のように、様式第２号を別紙２のように、様式第３号を別紙３のように、様式第10号を別紙４のように改める。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

別紙１

様式第１号（第２条の２関係）

公　文　書　開　示　請　求　書

年　　月　　日

宍粟市長　　様

請求者　住所（法人その他の団体にあっては、
事務所又は事業所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあっては、
名称及び代表者の氏名）

担当者氏名（請求者が法人その他の団
体である場合）

連絡先電話　（　　）　　―

宍粟市情報公開条例第５条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

請求する公文書の件名又は内容	
開示方法の区分	□　閲覧・視聴 □　写しの交付（□手交・□送付・□メール送信） □　複製物の交付（□手交・□送付・□メール送信）
メールアドレス ※メール送信の場合	

下記は、記入しないでください。

受領年月日等	受領した日	年　　月　　日
	受領した課等	
	決定期限	年　　月　　日

別紙２

様式第２号（第３条関係）

公 文 書 開 示 決 定 通 知 書

第　　号
年　　月　　日

様

宍粟市長　　㊞

年　　月　　日付けの開示請求については、宍粟市情報公開条例第11条第１項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示することを決定したので通知します。

公文書の件名又は内容	
開示の実施方法並びに公文書を開示する日時及び場所	１　閲覧・視聴、写し・複製物の手交 日　時： 場　所：
	２　写し・複製物の送付 発送日：
	３　写し・複製物のメール送信 送信日：
事務担当課等	電　話（　　）　　― メール
備　　考	

（注）

１　開示する日時に都合が悪い場合は、あらかじめ事務担当課等へ連絡してください。

２　公文書の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。

別紙３

様式第３号（第３条関係）

公文書部分開示決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

宍粟市長　　㊞

年　　月　　日付けの開示請求については、宍粟市情報公開条例第11条第１項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することを決定したので通知します。

なお、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に宍粟市長に対して審査請求をすることができます。

公文書の件名又は内容	
開示の実施方法並びに公文書を開示する日時及び場所	１　閲覧・視聴、写し・複製物の手交 日　時： 場　所：
	２　写し・複製物の送付 発送日：
	３　写し・複製物のメール送信 送信日：
開示しない部分及び開示しないこととする理由	
開示しない部分について、その理由が消滅する期日等	
事務担当課等	電　話（　　）　　― メール
備考	

（注）

１　開示する日時に都合が悪い場合は、あらかじめ事務担当課等へ連絡してください。

２　「開示しない部分について、その理由が消滅する期日等」の欄は、開示請求のあった公文書の開示しない部分について、その理由が消滅する期日等をあらかじめ明示することができる場合に記載しています。

３　公文書の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。

別紙４

様式第10号（第９条関係）

更　な　る　開　示　申　出　書

年　　月　　日

宍粟市長　　様

請求者　住所（法人その他の団体にあっては、
事務所又は事業所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあっては、
名称及び代表者の氏名）

担当者氏名（請求者が法人その他の団
体である場合）

連絡先電話　（　　）　　―

宍粟市情報公開条例第15条第３項の規定により、次のとおり更なる開示の実施の方法等について申し出ます。

申出に係る開示決定	（決定通知書の文書番号）　　第　　号
	（公文書の件名又は内容）
最初に開示を受けた日	年　　月　　日
開示方法の区分	□　閲覧・視聴 □　写しの交付（□手交・□送付・□メール送信） □　複製物の交付（□手交・□送付・□メール送信）
メールアドレス ※メール送信の場合	
備考	